

地籍調査オンライン検査システム導入・運用支援業務仕様書

1 委託業務名

地籍調査オンライン検査システム導入・運用支援業務

2 目的

2024年度に「AICHI X TECH (アイチ クロス テック)」により実施した地籍調査オンライン検査システム（以下「システム」という。）の実証実験により得られた成果を活用し、地籍調査における認証者検査をオンライン化し、現地検査業務の効率化を図るため、システムの本格導入および運用支援に関する業務を行う。

3 業務内容

(1) 実証実験の成果を踏まえた地籍調査オンライン検査システムを構築

受託者は、2024年度に「AICHI X TECH (アイチ クロス テック)」により実施したシステムの実証実験により得られた成果を活用し、本格導入するための次の要件を満たすシステムを構築する。

① オンライン検査機能

- ・ 委託者が使用するコンピュータ及び地籍調査を行う検査員が持つタブレット端末に専用アプリケーションとしてインストール可能なものとする。
- ・ 地籍調査業務受託業者及び市町村職員は現場、都市計画課職員は県庁からオンラインで接続という体制で、辺長検査の一連の工程が適切に実施できるようにすること。
- ・ システムに表示された画面から筆界点の位置、名称及びトータルステーション（TS）による辺長観測結果の読み取り結果等をリアルタイムで確認できるようにすること。
- ・ オンラインでの確認において、GPS（位置情報）及びAR（拡張現実）技術等を活用し、検査対象とする境界杭及び辺長等の箇所が明確に判断可能なシステムとすること。
- ・ 利用者が直感的に操作できるユーザーインターフェースを備え、専門知識を持たない利用者でも簡単に操作可能なシステムであること。また、検査対象とする抽出筆および検査辺をシステム上で容易に選択できること。
- ・ 「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」に準拠して作成された電子データ（例：SIMA形式、地籍フォーマット2000など）のファイル形式をサポートできるものとする。
- ・ Microsoft Windows11以降がインストールされたパソコン及びiPad Proで動作可能なものとする。なお、動作環境はiPad Proの最新モデルに準じ、Microsoft Windows11以降の主要バージョンでの動作確認を行うこと。

② 検査帳票出力機能

- ・ オンライン検査で収集されたデータをもとに検査結果を整理し、委託者の指定した帳票形式（FⅡー26・認証者検査）で出力ができること。
- ・ オンライン検査の対象とする抽出筆、検査辺の番号が自動で帳票に転記されること。
- ・ 帳票に「単位区域名」、「検査年月日」、「認証者検査者」及び「工程管理者」の情報を反映できること。

- ・ 辺長検査の対象となる筆数と、そのうち1%以上となる土地の抽出筆数を算出し、さらに抽出した筆に係る辺数の計を検査辺数として自動で表示すること。なお、土地の抽出筆数は端数切り上げで整数表示とすること。
- ・ 精度区分（甲1～乙3）に基づく制限値を自動で算出できること。また、精度区分から算出された制限値に基づいて合否判定を自動で行えること。
- ・ 検査帳票がPDF形式で出力できること。また、帳票出力機能は、検査終了後に即時利用ができること。また、帳票データは、出力と同時にシステム内に履歴として保存され、後日再出力できること。

（２） 地籍調査オンライン検査システムの本格導入および運用支援の実施

受託者は、構築したシステムを県に本格導入すると共に、システムを利用した認証者検査の実施について次のとおり運用支援を行う。

① 都市計画課職員用マニュアルの作成

- ・ 都市計画課職員がシステムを運用するために必要な内容を網羅したマニュアルとして、システム操作の手順をわかりやすく解説したものを提供すること。

② 市町村職員用マニュアルの作成

- ・ 受験者側である市町村職員のマニュアルとして、システムを用いた検査受験方法の手順をわかりやすく解説したものを提供すること。

③ 運用支援

- ・ 運用に当たっては、委託者からの運用に関する問合せに対し適切なサポートを行うこと。
- ・ ソフトウェアサービスとして一般的に行われるシステムの追加・修正等の機能強化については、追加の費用なく提供すること。
- ・ サポートの方法としては、電話またはWEB（オンライン会議を含む。）上での回答も可能とするが、迅速に対応すること。

3 契約期間

契約の日から2026年3月19日（木）まで

4 成果物

- （１） 業務報告書 製本2部及び電子データ
- （２） 都市計画課職員用マニュアル 電子データ
- （３） 市町村職員用マニュアル 電子データ

納品先は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課とする。

5 その他

- （１）受託者は、委託業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況など内容全般を常に把握している業務責任者を置き、本業務の実施にあたっては、委託者及び受験市町村と十分に協議すること。
- （２）本業務の履行に当たっては、契約書及び本仕様書を遵守し、指揮管理を徹底して、委託者に損害を生じせしめないよう留意すること。

- (3) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議したうえで、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。また、本業務に係る人件費については、本業務への従事であることを明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して実施することから、会計検査院の实地検査等の対象となる。同交付金の交付要綱等に基づき処理するとともに、本事業に係る会計实地検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (8) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱に万全の対策を講じる。委託期間終了後も同様とする。
- (9) 契約書及び本仕様書に明記されていない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。また、本業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (10) 本業務中における問題及び事故等が発生した場合については、直ちに委託者へ連絡・協議するとともに、受託者の責任において解決を図ること。
- (11) 上記(1)～(10)は再委託先においても適用する。